

## 特集にあたって

手 島 繁 一 (法政大学講師・協同総研常任理事)

日本労働者協同組合連合会と協同総合研究所は、深刻化する不況と雇用不安の中で、これを働くものの立場から変革的に打開していくことをめざして、全国縦断シンポジウム「雇用不安と労働の未来」を開催することにしました。その準備として、1月8日、明治大学で「新春懇談会」が開かれました。特集の各稿は、当日の参加者の発言を文章にさせていただいたものと、研究所が会員の皆さんにお願いしたアンケートをもとに原稿化していただいたものです。

### 『朝日新聞』の記事への反響

ところで、1月5日の『朝日新聞』に、「労働者協同組合法の制定を」と題した「主張・解説」が掲載されました。岩垂弘・編集委員の筆になるものです(P2参照)。この中では、日本労協連、労働者協同組合グループ、生協関係のワーカーズ・コープなどの運動の現状が紹介されており、さらに雇用情勢の深刻化の中で労働者協同組合運動が雇用創出の面で持つ意義と有効性が説かれています。そして「我が国でも労働の形態が多様化してきて」おり、「それに機敏に対応する法制面での検討が急がれるべきではないか」として、労働者協同組合法制定の必要性が強調されています。

労働者協同組合運動を進めてきた私たちにとっては、まさに新春の「お年玉」と言ったところでしょうか。

### 通産省との対話が始まった

「懇談会」では、ひとしきりこの記事のことが話題になりました。日本労協連には早速、中小企業庁、三和総合研究所、NHKなどから問い合わせがあったそうです。日本労協連の中田・専務理事は「渡りに船」と通産省に出かけ、本省の産業政策局や中小企業庁の課長補佐などと会談を行いました。また、これとは別に研究所の菅野専務理

事も中小企業庁指導部組織課の課長と会見し、イタリアやスペインなどの国際的経験なども紹介しながら、労働者協同組合への行政の理解と支援を要請しました。

法制問題をきっかけにした会談であったため、通産省側はもっぱら、現行の中小企業等協同組合法の労働者協同組合への適用の可否に問題関心があったようですが、高齢者協同組合については強い関心を示したということです。また、労働者協同組合が雇用創出と相互扶助のために、「非分割積立金」という方式を採用していることについても、「失業対策として考えられるかもしれない」と一定の興味を示したようです。

日本労協連はその出自からして、これまで労働省をもっぱら行政側の窓口としてきました。通産省との対話が始まったことは、行政への窓口がもう一つ広がったというばかりではなく、いよいよ労働者協同組合が日本の産業構造における重要な構成主体として登場する局面が開かれたことを意味しているのではないのでしょうか。

### 「不況の中に労働者協同組合の旗を高く掲げて」

現下の不況は一時的あるいは循環的なものではなく、歴史的、構造的なものであることがいよいよ明らかになってきました。大型公共事業、輸出主導型の政策誘導、大企業本位の産業・財政・金融政策などに代表される従来型の景気対策はいずれもその有効性を失っています。

「政・官・業の癒着」あるいは「企業社会」と形容されるような、国家、産業、労働、生活など社会構造全体の見直しが迫られています。一方で「不況」が問題にされ、他方で「改革」がキーワードとして人々の口にのせられている今日こそ、わたしたちの理想、勇気、知恵が試されている時代だといってもよいでしょう。

### 労働者協同組合法の制定を

長引く不況で雇用問題が深刻化している。昨年十一月の完全失業者は百七十六万人を数え、完全失業率は一・八％を記録、今年は一百万人の大台に達するのでは、との予測もある。こうした雇用情勢の中で、労働者や市民が雇用の場を創出するために自ら企業を興す労働者協同組合運動が広がっており、運動関係者からは「雇用対策の上からも、この運動を奨励するための労働者協同組合法を制定してほしい」との声が高まっている。 岩垂 弘 編集委員

労働者協同組合と言って 協同組合の一種で、営利をも一般的にはまだ耳慣れない言葉だが、一言でいえば、労働者自身が出資、経営し、働く企業のことだ。我が国にこうした企業が生まれたのは一九七〇年代の初めで、きっかけは政府が失業対策事業への新たな取り組み、相互扶助を目的とする 就労を認めなくなったから

### 主張・解説

京都豊島区)を結成。九二年には労働者協同組合への衣年、世界の協同組合組織の替えを目指す企業や、自主国際協同組合同盟(ICC)生産中の労組など三十団体A)への加盟が認められ、労働者協同組合が加盟した。現在、労働者協同組合は約百六十人、事業高は年に百億円を越す。契約先は自治体、生協などで、ビルの清掃・管

を母体に設立されたもので、全国で約百八十、組合員約四千五百人になった。ところが、関係者の悩みは労働者協同組合に関する法律がないことだ。したがって、組合を設立しても、人格のない社団、すなわち任意団体となる。「これは二つの面で問題がある。生協や農協などの協同組合は協同組合と位置付けた法律がない。一般の企業に比べて低い法人税率が適用されるが、人格のない社団には一割の法人税率が課税される。また、人格のない社団では官公庁との契約で不利な立場に置かれる。自治体からは、せり法人格をとってほしいと言われる」と、関係者はいう。

### 雇用の確保にも有効

### 税制上の不利益も解消

た)を自らつくり、失業者を吸収するという方式を考案出した。七九年には、その連合体である日本労働者協同組合連合会(労協連)本部・東

そこで、中小企業等協同労働者としては高齢者の就業を促進するためにすでにシルバー人材センターへ予算を配分している。新たに法律をつくる必要はない、それとの整合性が問題になる。他の省庁にかかわることもあ。長い目で見極めさせていた」と話す。

一九九四年一月五日 朝日新聞より